

総社市告示第102号

総社市病院施設整備補助金交付要綱（令和4年総社市告示第77号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(交付対象者) 第2条 補助金の<u>交付対象となる者</u>（以下「<u>交付対象者</u>」という。）は、<u>令和4年10月1日において、市内で病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）を運営している者とする。</u></p> <p>(補助金額等) 第4条 略 2 略 3 <u>補助金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。</u></p>	<p>(交付対象者) 第2条 補助金の<u>交付対象者</u>は、市内で病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）を運営している者<u>又は運営しようとする者とする。</u></p> <p>(補助対象経費及び補助金額) 第4条 略 2 略</p>

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。